

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定案に対して提出された意見・情報とそれに対する県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、平成24年2月1日から平成24年2月29日までの間、ご意見等の募集を行った結果、3人から3件のご意見が寄せられました。

ご意見の概要およびご意見に対する県の考え方を以下に示します。

なお、取りまとめに際し、提出された意見・情報は要約しております。

2. 提出された意見・情報の概要

外来魚のリリース禁止について 3人（3件）

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれに対する考え方

裏面のとおり

4. 添付資料

- (1) 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定案）の概要
- (2) 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定案）

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定案に対して
提出された意見・情報とそれに対する県の考え方について

外来魚のリリース禁止等の徹底について

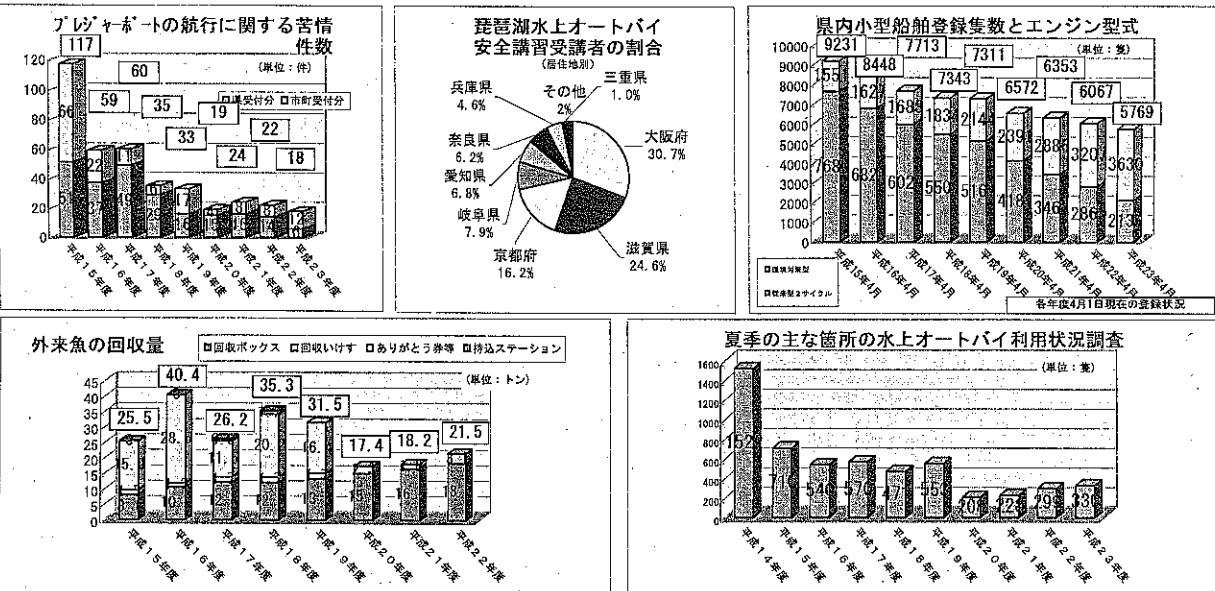
番号	項目	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	規制の反対に関するご意見	明確な科学的根拠がなく、規制後の追跡調査の効果が示されていないリリース禁止は撤廃をするべき。	琵琶湖の生態系は、400万年にもわたるその長い歴史の中で、琵琶湖固有の様々な生きものを育み、こうした多種多様ないきものが相互に影響し合いながら微妙な均衡を維持しておりますが、外来の魚が侵入した場合、在来魚が一方的に捕食されたり、外来魚が過剰に繁殖するなど、在来の生態系に過大な影響を与えててしまいます。 実際に北アメリカ産のブラックバスやブルーギルが琵琶湖に侵入して以降は、琵琶湖の長い歴史から見れば約30年という極めて短期間の間に、琵琶湖の固有種であるニゴロブナ、本モロコなどのコイ科の魚が著しく減少し、沿岸域に生息する魚類の大半がブルーギルとブラックバスに占められるようになりました。このような事例は琵琶湖以外の全国の水域でも多数報告されており、外来魚が琵琶湖の生態系に大きな影響を及ぼしていることは明らかです。 このため、琵琶湖の貴重な生態系を保全していくという観点から、県では外来魚のリリース禁止を定め、毎年20トンを目標に外来魚の回収を行うほか、漁業者による外来魚駆除事業により、在来種であるニゴロブナの漁獲量は増加の兆しを見せており、外来魚の生息量は約25%減少(H20/H15)しています。
2	入釣税の徴収に関するご意見	河口湖のように入釣税を徴収し環境保全に充当するなど、リリース禁止と言う前に観光産業としての有効利用を考えて琵琶湖の活性化につなげるべき。	滋賀県では、アユやフナ、モロコなどの在来魚を採捕する水産業が営まれているほか、固有の様々な生きものが生息する琵琶湖の生態系を大切に考えています。このため、琵琶湖の生態系を保全する上で脅威である外来魚について、県では駆除事業を実施するほか、釣り人には再放流(リリース)を禁止しています。 したがって、琵琶湖では外来魚の存在を認める前提とした遊漁料等の徴収といった有効利用の方法は適当ではないと考えています。 なお、外来魚のリリース禁止は、釣り自体や釣り関係事業等を禁止するものではありませんので、一定のルールの中で釣りを楽しんでいただきたいと思います。
3	金券復活に関するご意見	ブラックバスやブルーギルの駆除のために「ひろめよう券」の実施は効果が見込めるので、再開を検討するべき。	多岐に渡る行政ニーズにお答えできるよう予算の範囲内で優先順位を付けて事業を予算化しているところです。「ひろめよう券」については、条例制定後平成19年度までの5年間実施し、外来魚の再放流禁止の周知が概ね図れたことから事業を終了しております。

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)(案)の概要

第1 基本的な考え方

- 計画改定の趣旨：「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を平成23年3月に改正したこと等に伴い、近年の状況変化等も踏まえ、内容を見直したもの。
- 計画の位置づけ：基本計画は、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」第6条に基づき策定される琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための指針です。
- 計画期間：計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間とします。

第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状



第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的なあり方

- 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方
 - 琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからず、次世代に継承できるような利用であること
 - 地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさない利用であること
 - 琵琶湖の有する豊かで安らぎを与える素晴らしい価値を理解した上での利用であること

2 基本理念

琵琶湖と人との共生（琵琶湖を健全な姿で次の世代に継承します。）

3 計画の目標

琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立

第4 施策の基本方針

- 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指します。
- 琵琶湖において、環境負荷の少ない秩序あるレジャー活動を推進します。
- 広報広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進します。

第5 施策展開の基本方向

琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策

- プレジャーボートの航行規制の徹底
 - 航行規制水域の適切な設定
 - 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全
 - 水鳥の生息環境の保全
 - レジャー利用者による良好な利用環境の確保
 - 利用環境の検討
 - 航行規制遵守の徹底
 - 改造艇等の航行禁止
 - 不要な空ぶかじの禁止
 - 指導監視体制の強化
- 環境対策型エンジンへの確実な転換
 - 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底
 - 適合証表示制度の徹底
 - 指定保管業者の協力による環境対策型エンジンへの確実な転換
- 外来魚のリリースの禁止等の徹底
 - 外来魚の防除の推進
 - 釣り人等への普及啓発
 - 環境配慮製品の普及促進
- ローカルルール等の推進
 - 地域の自主組織への支援
 - 利用者のマナーの向上
 - ごみの投棄、放墮対策

秩序ある適正なレジャー利用の促進のための施策

- 海岸の適正利用の推進
 - プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例等による規制
 - 海岸施設の管理規程等による規制
 - 琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制
- 安全なレジャー活動の推進
 - 琵琶湖等水上安全条例等による規制
 - 迷惑駐車の防止

施策の総合的な推進

- 条例の見直し等
- 琵琶湖のレジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討
- 広報広聴活動の推進
- 調査研究の推進
- 施策の推進体制

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）（案）

～琵琶湖ルールの定着を目指して～

平成24年 月

滋 賀 県

目 次

第1. 基本的な考え方	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	1
第2. 琵琶湖におけるレジャー利用の現状	2
第3. 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標	8
(1) 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方	8
(2) 基本理念	8
(3) 計画の目標	8
第4. 施策の基本方針	9
第5. 施策展開の基本方向	10
1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策	10
(1) プレジャーボートの航行規制の徹底	10
(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換	16
(3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底	18
(4) ローカルルール等の推進	21
2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策	23
(1) 湖岸の適正利用の推進	23
(2) 安全なレジャー活動の推進	25
3 施策の総合的な推進	27
(1) 条例の見直し等	27
(2) 琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討	27
(3) 広報広聴活動の推進	27
(4) 調査研究の推進	27
(5) 施策の推進体制	27

第1. 基本的な考え方

(1) 計画策定の目的

滋賀県では、平成14年10月に「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を制定（平成18年3月および平成23年3月に一部改正）し、条例に基づく施策を実施してきました。

条例では、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を目的として、各主体の責務や県の施策、必要な規制等を定めています。

また、条例第6条において、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定することとされています。

基本計画は、この規定に基づき、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減のための施策とその推進方策について計画しています。

(2) 計画の位置づけ

基本計画は、琵琶湖におけるレジャー利用の適正化を推進するに当たって、長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを示し、その指針となるものであり、「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に規定する施策のほか、他法令に基づく施策やこれまで取り組んできた施策も含めた総合的な計画としています。

また、琵琶湖の総合保全の指針である「マザーレイク21計画」の取組の一環として、レジャー利用の適正化を図ることにより、琵琶湖のあるべき姿の実現に寄与します。

なお、計画の実施に当たっては、他法令や県、国が策定する計画との整合性を保ちます。

このため、当計画に基づく事業の実施状況については、毎年その進捗を把握し、より効果的効率的に実施するよう努めることとします。

(3) 計画期間

琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための施策を総合的に推進するためには、長期的な目標を定め、施策を展開することが必要です。

このため、改定後の計画期間は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間とします。

第2. 琵琶湖におけるレジャー利用の現状

(1) 琵琶湖におけるレジャー利用の変遷

戦前から琵琶湖は観光に利用されてきましたが、その多くは観光船に乗って風景を楽しむ方法であり、湖岸線のほとんどは、沿岸に住む住民・漁民の管理が及ぶところを除けば、他から人が自由に立ち入ることはありませんでした。その後、水泳など琵琶湖にふれて楽しむレジャーや、ヨット、ボートなどの小型船や小舟を用いた楽しみ方がみられるようになりましたが、こういった利用形態は、利用される場所や必要な設備類を管理する場所も限られていることから、秩序面で大きな問題になることはありませんでした。

レジャー利用の状況に変化がみられるようになったのは、物の豊かさより心の豊かさを重視し「レジャー・余暇生活」に力を入れたいとする国民の割合が高くなり、レジャーの楽しみ方が多様化してきた昭和50年代後半頃からです。ウインドサーフィンがはやりだしたのもこのころであり、水上オートバイが国内で販売されたのも昭和55年からです。昭和60年代に入ると、労働時間の短縮、余暇の多様化等を背景にマリンレジャーに対する関心が高まる中、手軽に利用できる水上オートバイが急速に普及したことと相まってプレジャーボートの保有隻数は、年々増加しました。

平成12年以降は、長期的な景気の低迷の影響を受け、プレジャーボート保有隻数は年々減少し、全国の水上オートバイの保有隻数（日本小型船舶検査機構HPより）で見ると条例制定前の平成13年度では105,800隻であったものが、平成22年度では69,557隻と大きく減少しています。

また、県内で登録されているプレジャーボートについても、平成15年4月に9,231隻あったものが、平成23年4月では5,769隻と大きく減少しています（図1）。

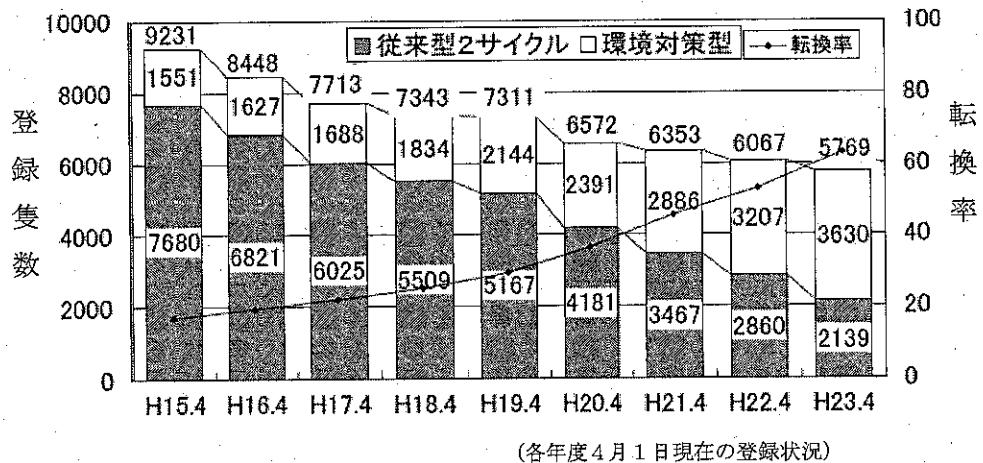


図1 県内小型船舶登録隻数と環境対策型への転換率

(2) レジャー利用の現状

琵琶湖は、湖岸道路の整備や高速道路網の整備などにより、京阪神・中京圏から比較的容易に訪れることができ、たやすく湖岸域まで近づけることから、非常に利用しやすい場所となり、県内外から多くのレジャー利用者が訪れています。

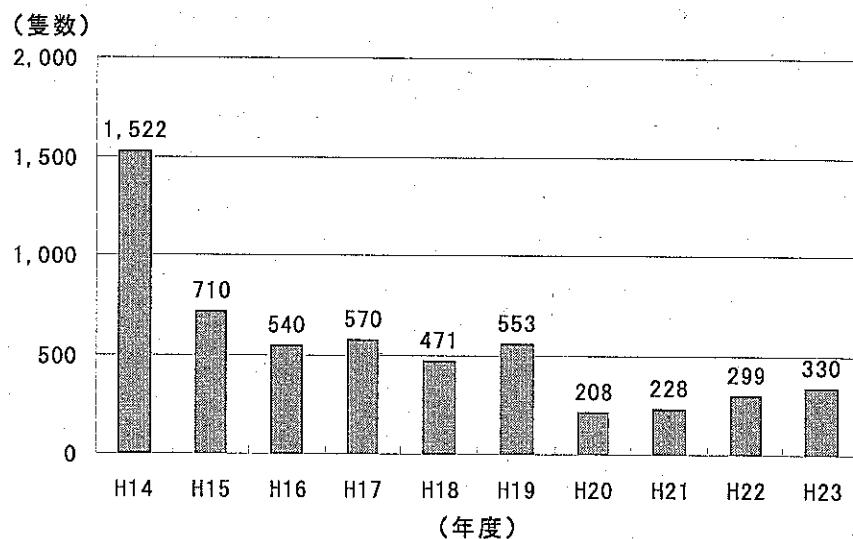
滋賀県公安委員会が、平成8年度から水上オートバイ操船者を対象に実施している「琵琶湖水上オートバイ安全講習」受講者を居住地別で見た場合、全受講者のうち4分の3が県外の受講者で占められています（表1）。

表1 琵琶湖水上オートバイ安全講習受講者数（平成22年12月31日現在）

府県名	大阪府	滋賀県	京都府	岐阜県	愛知県	奈良県	兵庫県	三重県	その他
受講者数	11,891	9,520	6,250	3,040	2,622	2,400	1,786	393	793
府県別割合	30.7%	24.6%	16.2%	7.9%	6.8%	6.2%	4.6%	1.0%	2.0%

また、レジャー客数は、平成23年10月の琵琶湖レジャー利用監視員へのアンケート調査（以下「監視員アンケート調査」という。）によると「今までと比べて変わらない」と回答した人が24人中10人で最も多い状況です。

平成23年8月に調査した水上オートバイの主な利用箇所における利用隻数については、1日当たり330隻の利用でした（図2）。



(注)主な利用箇所… 柳が崎周辺、真野周辺、和邇周辺、松の浦周辺、近江舞子周辺、北小松周辺、横江浜周辺、中庄周辺、二本松周辺、長浜港周辺、彦根港周辺、薩摩周辺、新海浜周辺、栗見新田周辺、菖蒲周辺、吉川周辺

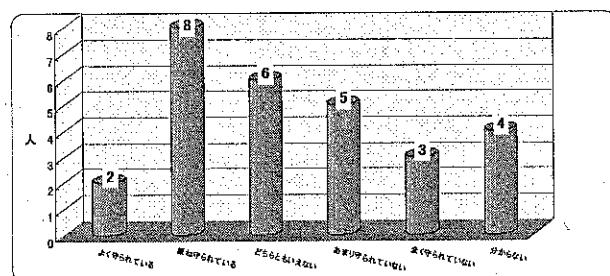
図2 夏季の主な利用箇所で確認した水上オートバイの隻数

また、釣り客については年々減少していましたが、平成18年度からは横ばい傾向にあります（平成14年：70万人→平成20年：20万人→平成22年：21万人 滋賀県釣り団体協議会より）。

（3）個別レジャーの状況と問題

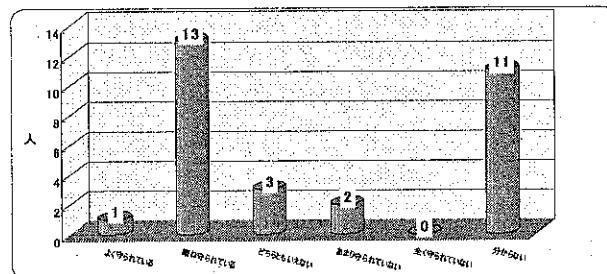
監視員アンケート調査等からは、琵琶湖ルールはプレジャー・ボートについても釣りに関してもよく知られています。

しかし、ルールを知っているながら守らない人たちが依然としていることが現在の問題点と言えます（図3～5）。特に外来魚のリリース禁止を守らない人の方が多く、ウェイクボードの曳き波による影響も新たに問題化しています。



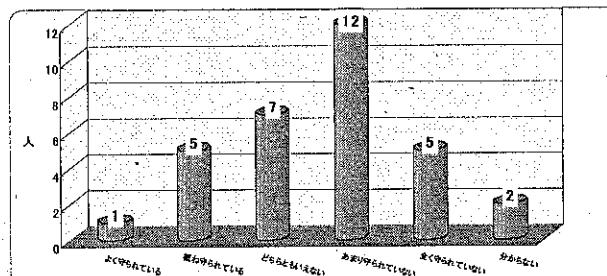
（監視員アンケート調査より）

図3 航行規制水域の遵守状況



（監視員アンケート調査より）

図4 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の遵守状況



（監視員アンケート調査より）

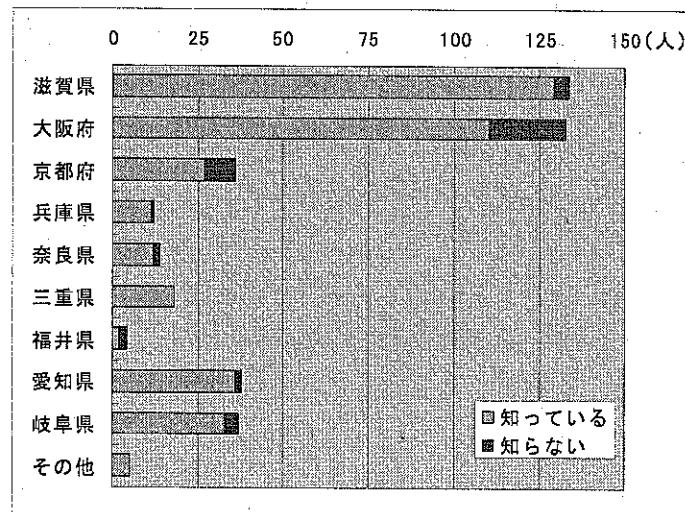
図5 外来魚リリース禁止の遵守状況

○ プレジャーボート（水上オートバイおよびモーターボート等）

平成22年、平成23年の8月に実施した水上オートバイ利用者に対するアンケート調査（以下「現地アンケート調査」という。）によると、半数以上が県外からの利用者となっており、近畿圏では、大阪府、京都府、中部圏では、愛知県、岐阜県からの利用者が多くを占めています。

現地アンケート調査および平成22年7～8月に実施した琵琶湖水上オートバイ安全講習受講者に対するアンケート調査（以下「安全講習アンケート調査」という。）によると、県内利用者で96%、県外利用者で85%の人が航行規制水域や従来型2サイクルエンジン使用禁止について知っています（図6）。

また、監視員アンケート調査によると、航行規制水域の航行禁止については、「よく守られている、概ね守られている」と回答した人が28人中10人（図3）、従来型2サイクルエンジンの使用禁止については、「よく守られている、概ね守られている」と回答した人が30人中14人でした（図4）。水上オートバイの数については、「今までと比べてやや減った、大幅に減った」と回答した人が20人中12人と約半数を占めています。ウェイクボード等の利用状況については、「今までとあまり変わらない」と回答した人も21人中13人と約半数を占めていますが、特定の水域では「増えている」との回答がありました。



（現地アンケート調査および安全講習アンケート調査より）

図6 航行規制水域および2サイクルエンジン使用禁止の周知度

○プレジャーボートによる迷惑行為等

県や市町に寄せられたプレジャーボートの航行に関する苦情件数は、条例施行当初に比べると約5分の1に激減するなど、条例に基づく航行規制は一定の成果を挙げつつありますが、一部の水域では依然として違反航行が見受けられます。平成23年度においては、違反航行に対して県から指導または警告をした件数が74件に達しています。

○従来型2サイクルエンジンによる環境負荷

県内で登録されている新規取得艇の多くが環境対策型のエンジンのものになりつつあり、県内で現在登録されているプレジャーボートのうち、環境対策型エンジン搭載艇は60%以上に達し、従来型2サイクルエンジンは確実に減少しています（図1）。

しかし、琵琶湖で従来型2サイクルエンジンが使用されることのないよう取締りの徹底が課題となっています。

○釣り

監視員アンケート調査によると、釣り人（バス釣り以外）の数は「今までと比べてあまり変わらない」と回答した人が25人中14人となっています。しかし、バス釣り客の数で見た場合は、「今までと比べてあまり変わらない」と回答した人が25人中11人で、「増えた、やや増えた」と回答した人が6人とバス釣り客の数が若干増加していることが覗えます。

また、外来魚のリリース（釣り上げた魚を再び同じ水域へ放流すること）禁止は、回収ボックスや回收回いけすからの回収量が増加していることから広がりつつあると考えられますが、監視員アンケート調査によると、リリース禁止については、「全く守られていない、あまり守られていない」と回答した人が32人中17人と約半数を占めています（図5）。

その他に、釣具が湖岸や湖中に放置されていることから、釣り人のマナーの改善を図ることも課題となっています。

○遊泳

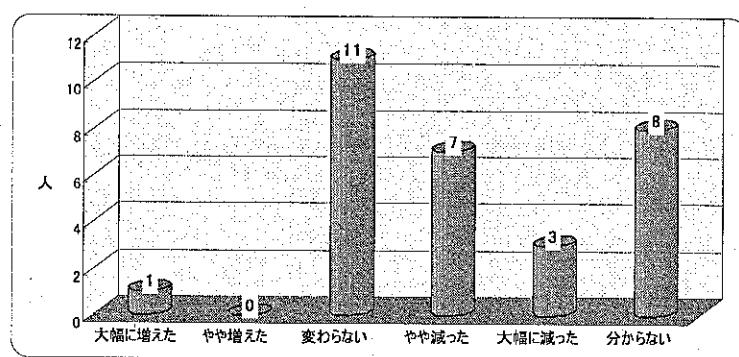
琵琶湖では、夏季には多くの水泳場が開設され、平成15年には、約79万人の利用がありましたが、平成22年には約30万人と減少しています（県觀光入込客統計調査より）。

また、水上オートバイによる遊泳者への接近などによる迷惑行為や水難事故が依然としてなくならない状況にあります。

○ バーベキュー、キャンプ等

監視員アンケート調査によると、バーベキュー、キャンプなどを楽しむ利用状況については「今までと比べてあまり変わらない」と回答した人が29人中10人で最も多い状況です。

また、違法駐車や夜間の騒音等については、「今までと比べて増えた」と回答した人が30人中1人のみで、他は「今までと比べて変わらない、やや減った」等で占められています（図7）。



(監視員アンケート調査より)

図7 違法駐車や夜間の騒音などの迷惑行為

第3. 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標

(1) 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方

琵琶湖におけるレジャー利用のあり方として、以下の基本理念を掲げます。

- 琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからず、次世代に継承できるような利用であること
- 地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさない利用であること
- 琵琶湖の有する豊かで安らぎを与える素晴らしい価値を理解した上での利用であること

(2) 基本理念

基本計画の上位計画であり、平成23年10月に改定された第2期の「マザーレイク21計画」では、「琵琶湖と人との共生」を基本理念に掲げ、2050年頃の琵琶湖のあるべき姿を「活力ある営みのなかで、琵琶湖と人とが共生する姿」とし、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」の2つの柱のもとに取り組みを進めていくこととしています。

これまで県では、マザーレイク21計画に基づき、下水道の整備やヨシ群落の造成、湖岸の再自然化など、様々な分野で琵琶湖の総合保全に取り組んできました。

基本計画では、マザーレイク21計画が目指す琵琶湖の総合保全を、レジャーの側面から推進する「レジャー利用の適正化」に関する施策として規定しています。

したがって、基本計画においても、マザーレイク21計画と同じ基本理念に基づき、施策を推進することが必要です。

琵琶湖と人との共生（琵琶湖を健全な姿で次の世代に継承します。）

(3) 計画の目標

基本計画の目標は、「琵琶湖と人との共生」の理念の下、琵琶湖ルール（琵琶湖を訪れる皆さんに条例で定める規制事項（従来型2サイクルエンジンの使用禁止や外来魚のリリース禁止等）をより浸透しやすくするため「琵琶湖ルール」という合い言葉を使用している。）の定着を図るとともに、琵琶湖の自然環境と生活環境に影響の少ないレジャーの推進を通じ、琵琶湖と共生する新しいレジャースタイルを確立することを目標とします。

琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立

第4. 施策の基本方針

「琵琶湖と人との共生（琵琶湖を健全な姿で次の世代に継承します。）」を基本理念として、「琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立」という目標を達成するためには、まず、本来の琵琶湖の価値を発見し、琵琶湖の多面的な価値を評価しながら、レジャー活動に伴う琵琶湖の自然環境と生活環境への負荷を低減していくことが必要です。

このためには、琵琶湖の環境への負荷のある行為の規制など、琵琶湖のレジャー利用のうち、問題のある行為を制限することが必要となります。

制限に当たっては、行為の程度に応じて罰則等強制力を伴う規制を講ずることとなり、物理的に利用を制限したりするなど、地域の自然環境の状況や利用の状況に応じた対応が必要です。

しかしながら、琵琶湖の利用は本来ルールやマナーを守る限り自由なものであり、また、多くの人が琵琶湖の雄大な自然環境に触れ、日々の活力を得ることは、非常に重要なことです。

したがって、単に規制的な手法のみではなく、琵琶湖のレジャーを環境負荷の少ないものへと意識を高め、転換を図っていくことを通じて、人々が気持ちよく琵琶湖へ訪れるようにしていくことも重要です。

特に、多くの人々に琵琶湖を大切にしようとする気持ちを持つてもらうためには、琵琶湖の素晴らしさや琵琶湖の現状に触れ、琵琶湖の価値を理解していくことが不可欠であることから、一定のルールの中で利用者が増加することは、琵琶湖の環境にとっても決してマイナス面のみではなく、プラスの側面が大きいと考えます。

また、琵琶湖におけるレジャー活動において、一部の水域において悪質なレジャー利用者による迷惑行為等が後を絶たない状況にあります。これらの問題を解決し、穏やかな琵琶湖を取り戻し、誰もが親しめる琵琶湖にするため、無秩序なレジャーには厳しく規制していく取組が必要です。さらに、その実効性を着実に確保することが求められます。

また、レジャー利用の適正化については、琵琶湖を守り続けるという精神を持って、琵琶湖への負荷低減に少しでもプラスになるような現実的な解決策を着実に実行していくことが重要であり、県と市町、地域住民や利用者等各層が協働して取り組んでいく必要があります。

これらのこと踏まえ、基本計画では次の3つを施策の基本方針とします。

- 1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指します
- 2 琵琶湖において、環境負荷の少ない秩序あるレジャー活動を推進します
- 3 広報広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進します

第5. 施策展開の基本方向

1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策

琵琶湖のレジャー利用に伴って生じる環境の負荷を低減させるために必要な規制などの取組を進めます。

(1) プレジャーボートの航行規制の徹底

1 これまでの取組

プレジャーボートの航行により発生する騒音から地域の生活環境および水鳥の生育環境を保全するため、プレジャーボートの航行を原則として禁止する水域を平成23年度末現在で23水域、約62.8km（湖岸延長）指定しています。また、利用者等へ規制水域を周知させる湖上のブイ・湖岸の看板を設置しています。

特に、利用が集中する夏季の週末を中心に監視船を運航し、職員と航行規制水域監視嘱託員により湖上から指導監視を実施するとともに、平成21年度から琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員を設置し、陸上からの指導監視を強化するほか、琵琶湖レジャー利用監視員により普及啓発活動を実施しています。また、利用が多い水域では、警察との合同による集中取締を実施しています。

県においては、平成23年3月の条例改正により、増殖場および養殖場における水産動物の生息環境の保全の観点から、またレジャー利用者間の良好な利用環境を確保する観点から航行規制水域を指定できる制度を新設したことから、平成24年4月1日から新たに3水域の追加指定を予定しています（図8）。

航行規制水域一覧(条例第12条第1項第1号関係)

No.	地 区 名
①	大津市柳が崎～際川
②	大津市雄琴
③	大津市真野
④	大津市小野～荒川
⑤	大津市大物～北小松
⑥	高島市安曇川町西津川～横江浜
⑦	高島市新祖町裏庭～今津町浜分
⑧	高島市今津町深清水～マキノ町海津
⑨	長浜市西浅井町大浦
⑩	米原市磯
⑪	彦根市松原～馬場
⑫	彦根市大藪～八坂
⑬	彦根市須越～薩摩
⑭	彦根市薩摩～田舎
⑮	彦根市新港
⑯	守山市今浜
⑰	長浜市西浅井町菅浦
⑱	近江八幡市沖島
⑲	高島市マキノ町南津～長浜市西浅井町大浦(大門)
⑳	長浜市西浅井町大浦(小少詔～三位)
㉑	東近江市栗見出在家町～近江八幡市白玉町
㉒	野洲市蘿蒲～吉川

航行規制水域一覧(条例第12条第1項第2号関係)

No.	地 区 名
①	草津市北山田町～南山田町(新規)
②	守山市木浜町～草津市下物町(新規)

航行規制水域一覧(条例第12条第1項第3号関係)

No.	地 区 名
①	長浜市湖北町尾上～早崎町

航行規制水域一覧(条例第12条第1項第4号関係)

No.	地 区 名
①	野洲市吉田(新規)

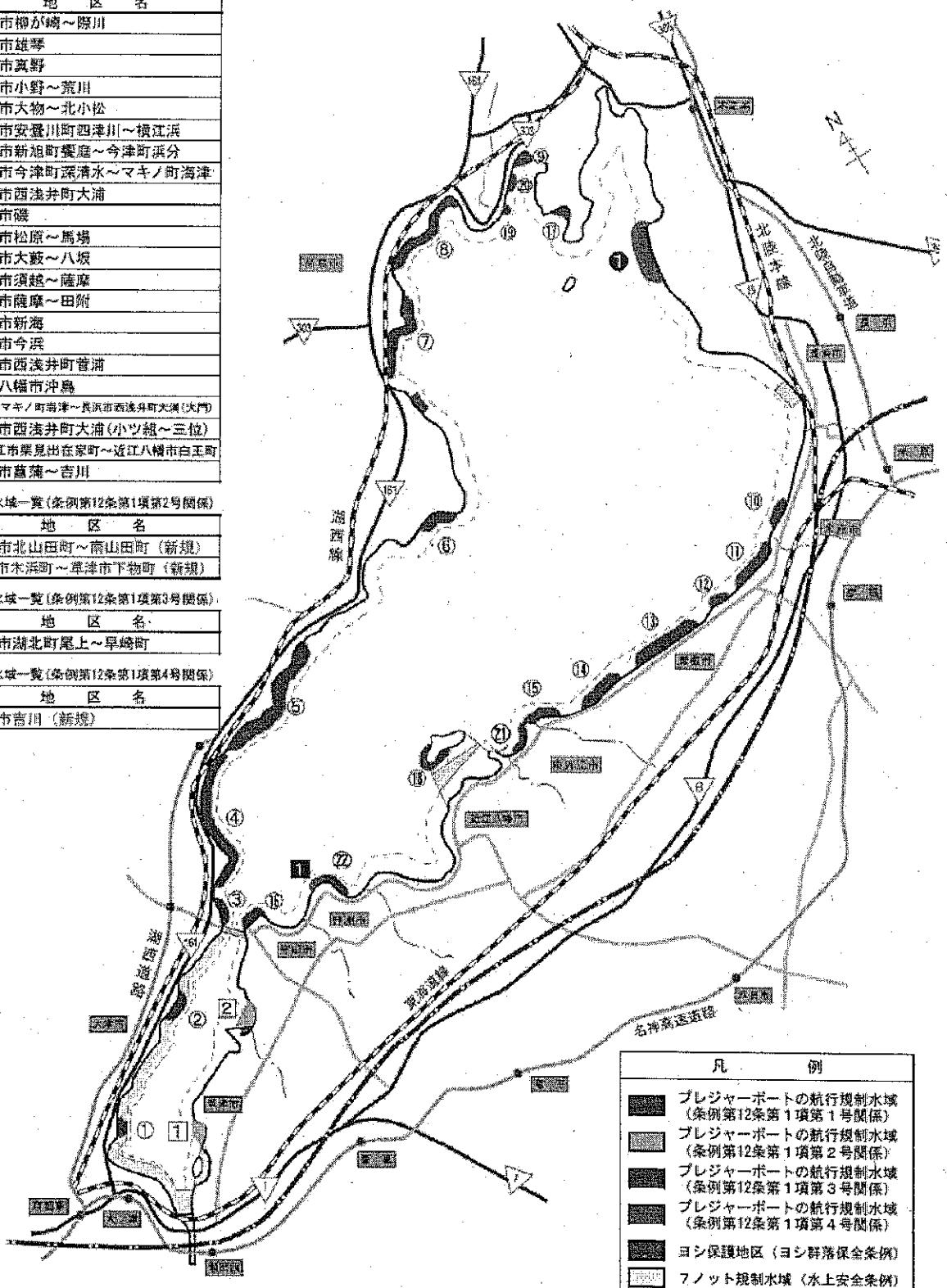


図8 プレジャー・ボートの航行規制水域図

2 現行施策の評価と課題

水上オートバイについて、平成23年8月の日曜日に琵琶湖の主な利用箇所で県が確認した隻数は、平成18年度の同時期と比較して7割に減少しています。これは、全国的な利用者の減少や景気の低迷に加えて航行規制およびエンジン規制の本格化によるものと考えられます（図2）。

また、プレジャーボートの航行に係る苦情件数については条例施行当初に比べて5分の1と大きく減少しています（表2）。

プレジャーボートの持ち込みについて、平成19年に実施した持込艇の利用状況調査によれば、湖岸への進入が可能な場所は琵琶湖全域で約300箇所が確認され、このうち、マリーナをはじめとする管理者の存在する箇所は75箇所、港湾や漁港等は52箇所、その他は公園や自然湖岸となっています。

持ち込みが自由にできた、水上オートバイの利用が多い場所の一つであった大津市柳ヶ崎地先については、平成20年に市県の連携により不法占用業者および持ち込み利用者を排除しましたが、この影響を受けて他の一部の湖岸では水上オートバイの占用により他のレジャー利用者が安心して利用できない状態となる場所も確認されました。

プレジャーボートの騒音から水鳥の生息環境の保全が必要な水域か否かを判断する基礎資料とするため、平成19年夏に水鳥の生息水域である湖岸15箇所において、出現種や個体数等の生息状況を調査しています。このうちプレジャーボートなど人間活動が多いと見込まれた5箇所（草津市八橋南、守山市木浜南、高島市饗庭、大津市山ノ下湾、草津市下物）において水域に進入するプレジャーボートによる水鳥への影響調査を行ったところ、ゴムボートや陸等での釣り人の存在により、水鳥が自らの生息域から離れざるを得なくなるような状況は見られたものの、主として、プレジャーボートの航行時の騒音による水鳥への影響は確認できませんでした。

また、ウェイクボードを曳航するモーターべーの曳き波による水産動物の増殖場や養殖場への影響など、騒音とは別の観点からの苦情も発生し、現在の航行規制水域の指定基準では規制できないことが課題となっています。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

表2 プレジャーボートの航行に関する苦情件数

項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県受付分	51件	37件	49件	29件	16件	15件	16件	14件
市町受付分	66件	22件	11件	6件	17件	4件	8件	8件
計	117件	59件	60件	35件	33件	19件	24件	22件

3 今後の取組方向

ア 航行規制水域の適切な設定

- (ア) 航行規制水域の範囲については、今後もプレジャーボートの航行に伴う騒音や曳き波による影響等について、実態把握に努め、必要に応じて見直しを図ります。
- (イ) 航行規制水域について分かり易く明示するとともに、指定の理由を含め、その意義について広くPRし、周知徹底を図ります。

イ 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全

平成23年3月の条例の一部改正により、水産動物の増殖場や養殖場における生育環境を保全するため、プレジャーボートの航行により発生する波を抑制する必要のある水域を航行規制水域の類型として追加されたことに伴い、平成24年度から新たに指定を行います。

審議会の付帯意見を踏まえて、規制後の曳き波による生育環境への影響等を調査します。

ウ 水鳥の生息環境の保全

関係する団体や市とも連携しながら、問題となる箇所については、必要に応じて見直しを図ります。

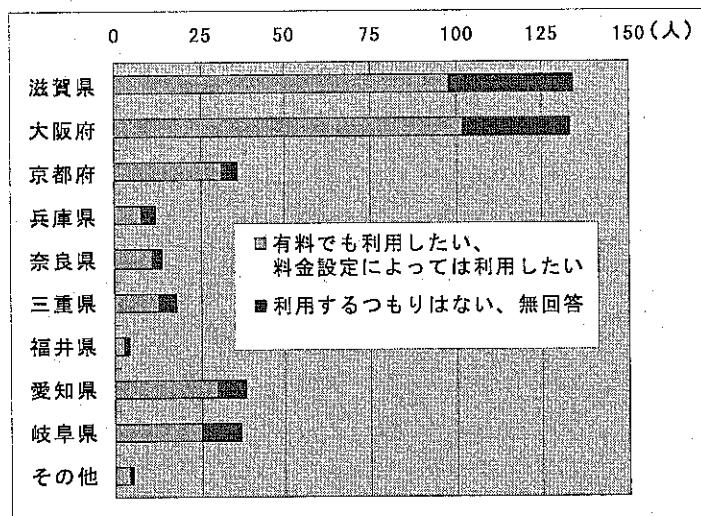
エ レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保

平成23年3月の条例の一部改正により、水上オートバイ利用者が他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止し、良好な利用環境を確保する必要のある水域は、水上オートバイの航行を禁止できる航行規制水域の類型が追加されたことに伴い、平成24年度から新たに指定を行います。

オ 利用環境の検討

安全講習アンケート調査および現地アンケート調査によると、県内利用者で72%、県外利用者で76%の人が、利用水域の棲み分けや駐車スペースの確保など、水上オートバイが安全で安心して利用できる環境が整備されれば、有料であっても利用したいと思っている人が多くを占めています（図9）。

水上オートバイの航行に伴う諸課題を解決するため、一定の水域における利用施設、管理者、管理規則等を有する適切な利用環境の確保やルール遵守を徹底する取組の推進についても検討を進めます。



(現地アンケート調査および安全講習アンケート調査より)

図9 利用環境の整備についてのアンケート

力 航行規制遵守の徹底

- (ア) 監視船による指導監視や警察との合同取締を強化するとともに、あらゆる関係法令を駆使した関係部局との連携による悪質な違反者の徹底した排除と厳正な対処を図ります。
- (イ) プレジャーボートのマリーナ等への集約による管理強化の徹底と環境負荷の確実な削減を図ります。
- (ウ) 地域における迷惑行為の解決のための地域単位の取組に対する支援を行います。
- (エ) 条例に基づく琵琶湖レジャー利用監視員制度を引き続き活用することにより、レジャー利用の適正化を図るために必要な指導および啓発活動を行います。
- (オ) 施設管理者との連携により効果的に進入防止杭等を設置します。

キ 改造艇等の航行禁止

消音器等を改造したプレジャーボートの航行禁止、取水施設やえり等からの航行安全距離の確保等について、関係者と連携して利用者に働きかけます。

ク 不要な空ぶかしの禁止

不要な空ぶかしをしないことはもちろんのこと、消音器の使用や排気口の向きなどの配慮について関係者と連携して利用者に働きかけます。

ケ 指導監視体制の強化

- (ア) 琵琶湖レジャー利用監視員および環境保全関係の既存の監視制度との連携によるより効果的な指導・監視活動を行います。
- (イ) 監視員に必要とされる多様なレジャー活動に関する幅広い知識についての研修を行い資質の向上を図ります。

- (ウ) 警察や関係部局からなるレジャー利用の適正化、河川管理、水上安全等の関係する規制の監視取締の強化と遵守徹底を図るためのプレジャー・ボート対策協議会を開催する等連携を図り、違反者に対する厳正な対処を図ります。
- (エ) 航行規制水域監視嘱託員や琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員の配置による効果的な取締・指導監視活動を行います。

(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換

1 これまでの取組

制定当初の条例において、従来型2サイクルエンジンの使用禁止については平成20年4月から施行することとしていました。しかし、条例制定後2年が経過した時点で、滋賀県で登録されているプレジャーボートのうち、約8割が依然として従来型2サイクルエンジンが占められている状況にありました。

そこで、平成18年3月の条例改正において、平成18年4月以降に取得する艇については当初のスケジュール通り使用禁止としましたが、平成18年3月以前に取得された艇のうち、県と協定を締結した保管施設（以下「協定施設」という。）に保管し、かつ平成23年3月までに環境対策型エンジンへの転換を約束いただいた艇は特例艇として平成23年3月まで琵琶湖で航行できることとなりました。

この間に、協定施設においては特例艇所有者に対してエンジン転換を指導し、併せて、施設利用者に向けた啓発ポスターを掲示したり、パンフレットを配布するなど琵琶湖ルールの普及啓発を行ってきました。

一方、従来型2サイクルエンジンの持ち込み艇については、県により（湖上や陸上を問わず）指導を行ってきました。その成果もあって県内小型船舶登録隻数のうち従来型2サイクルエンジンの割合は、平成23年4月1日現在で4割弱となっています（図1）。

また、平成23年3月の条例改正により、平成23年4月からは従来型2サイクルエンジンが完全使用禁止となり、さらに平成24年10月からは環境対策型エンジンであっても琵琶湖でのプレジャーボートの航行には、県が交付する適合証の表示が必要となります。

2 現行施策の評価と課題

条例の一部改正により平成19年度から協定施設の協力により従来型2サイクルエンジンの転換促進を行ってきた結果、従来型2サイクルエンジンのプレジャーボートは減少してきましたが、平成23年度からの従来型2サイクルエンジンの完全使用禁止後、その実効性を担保するためには客観的にエンジンが識別できるようにすることや罰則規定を設けて取締体制を強化することが課題となっています。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めていく必要があります。

3 今後の取組方向

ア 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底

(イ) 従来型2サイクルエンジンの完全使用禁止が遵守されるよう監視指導取締りを行います。

(イ) 実効性を担保するため、適合証の早期貼付を促進するとともに、平成24年10月以降は違反する操船者に対して条例に基づく罰則適用を視野に入れた取締を行います。

イ 適合証表示制度の徹底

(ア) 平成24年9月までに適合証の早期貼付を促進します。

(イ) 表示義務化後は、違反する操船者に対して条例に基づく監視や指導の強化等を行います。

ウ 指定保管業者の協力による環境対策型エンジンへの確実な転換

法令等を遵守しプレジャーボートの適正な保管ができるプレジャーボートの保管業者を「指定保管業者」に指定して協力を求め、環境対策型エンジンへの確実な転換と適合証の貼付促進、さらには操船者のマナーアップを図ります。

(3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底

1 これまでの取組

世界でも有数の古代湖である琵琶湖は、数多くの固有種を含む豊かで貴重な生態系を育んできました。しかし、この数十年間でその様相は大きく変貌し、豊かであった琵琶湖の生態系は危機的な状況に陥っています。その背景には、湖岸の護岸化や内湖の干拓といった人為的な改変や水草の異常繁茂やカワウの増加といった生態系の変化が要因として挙げられますが、それらに加えてオオクチバスやコクチバスが在来魚を捕食することやブルーギルが在来魚の卵や在来魚のエサとなるミジンコ類やユスリカ類を捕食することによる影響が大きいと考えられています。

そこで、琵琶湖の豊かな生態系を次の世代に引き継いでいくため、琵琶湖の生態系の攪乱要因の1つである外来魚を、釣りというレジャーの側面からも減らすとともに、“リリースしない釣り”といった琵琶湖と共生する新しいレジャースタイルの確立を目的に外来魚の再放流（リリース）を禁止しています。

このため、県では釣り人がリリース禁止を遵守しやすい環境を整備するため、主な釣りのポイントに外来魚回収ボックスや回收回けすを設置しています（図10）。また、平成15年度から平成19年度にかけては、釣り上げた外来魚を買い物などに使える地域通貨に交換できる「ひろめよう券事業」を実施し、平成20年度からは子どもを対象に夏休み期間中に外来魚の釣り上げコンテストを行う「びわこルールキッズ事業」や定期的な駆除釣り大会の実施、「外来魚駆除協力隊」という外来魚駆除に協力してもらえる個人、団体、企業を募集するなど、外来魚の駆除を進めるとともに、外来魚のリリース禁止の普及啓発を実施しています。

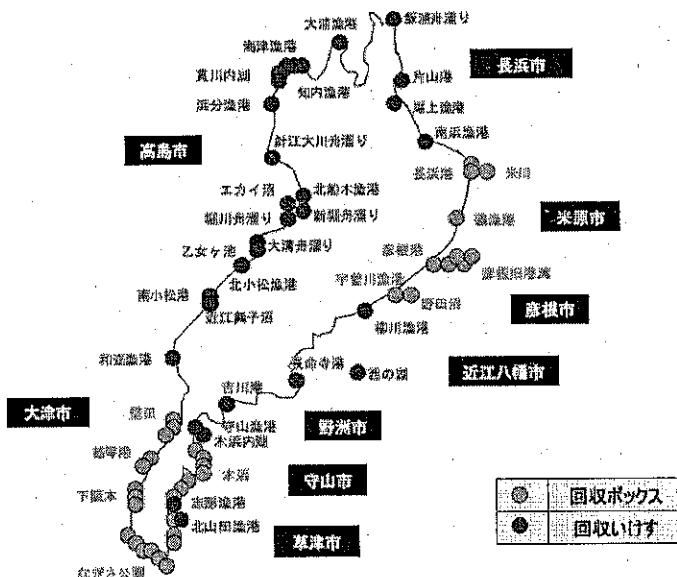


図10 外来魚回収ボックスと回收回けすの設置箇所

（平成24年3月31日現在）

2 現行施策の評価と課題

釣り上げた外来魚のリリースを禁止する規定を盛り込んだ条例を制定するにあたり、リリースが一般的であった当時は釣り人の自由を奪うものとして大きな議論を巻き起こしましたが、琵琶湖の生態系保全のためにリリースしない釣りもあることを周知し、琵琶湖ルールとして「リリース禁止」を実現させたことについては大きな意味があったと考えられます。

ひろめよう券を配付した期間中の全回収量と事業終了後の回収量を比較すると大幅に減少していますが、外来魚回収ボックス、いけすからの回収量は漸増しております（表3）、琵琶湖をはじめとする県内の全水域で外来魚のリリース禁止の取組の輪は広がっていると考えられます。

しかし、依然として船上や湖岸でリリースする人がいることも事実であり、そのような人に対しいかにして効果的に指導を行っていくかが今後の大きな課題だと考えられます（図5）。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

表3 外来魚回収量

年度	回収ボックス	回收回数	ひろめよう券	持込ステーション	計
平成15年度	8.1t	1.5t	15.9t	—	25.5t
平成16年度	10.6t	1.3t	28.5t	—	40.4t
平成17年度	12.2t	1.7t	11.5t	0.8t	26.2t
平成18年度	12.2t	1.7t	20.2t	1.2t	35.3t
平成19年度	13.4t	1.7t	16.4t	—	31.5t
平成20年度	15.1t	2.3t	—	—	17.4t
平成21年度	16.6t	1.6t	—	—	18.2t
平成22年度	18.4t	3.1t	—	—	21.5t
平成23年度	13.5t	1.4t	—	—	14.9t
計	120.1t	16.3t	92.5t	2.0t	230.9t

※平成23年度は、2月までの回収量である。

※ひろめよう券は、リリース禁止をより多くの県民にひろげることを目的として、外来魚500グラムに対して買い物に使える「びわこルールひろめよう券」1枚（50円）を交付する取組。

※持込ステーションは、外来魚が持込できるステーションを実験的に設置したもの。

3 今後の取組方向

ア 外来魚の防除の推進

- (ア) 国においては、オオクチバス等防除のモデル事業の対象水域として6水域が選定されており、琵琶湖もそのうちの一つに選定されていることから、国の取組とも連携した外来魚の防除を推進します。
- (イ) 県においても、「滋賀県オオクチバス等防除実施計画」を作成し国の確認を受けているところであり、平成27年度末までにオオクチバス等の生息量を900トンにすることを目指した防除の取組を進めます。

イ 釣り人等への普及啓発

- (ア) リリース禁止の輪をさらに広げるため、民間企業や釣り関係者、任意団体が行う自主的な釣り大会の開催を支援するため、釣り竿の貸出や外来魚の回収等を行います。
- (イ) 利用状況に応じて回収ボックス・回收回けすの適切な配置を行います。
- (ウ) 一般向け外来魚駆除釣り大会や子ども向け外来魚駆除釣り大会を開催します。
- (エ) 湖中での立ち込み釣り、ボートでの釣りをする人の中にもリリースしている人が見受けられることから、関係機関と連携しリリース禁止の実践についての広報啓発およびルール遵守の徹底に努めます。

ウ 環境配慮製品の普及促進

- (ア) 釣りでは、生分解性の釣り具や鉛を使わない錘の使用、プレジャー・ボートでは、生分解性エンジオイルの使用等、レジャーにおける環境配慮製品の使用についての情報提供を行います。
- (イ) 環境配慮製品の普及について、市場の状況調査や湖底等に放置された釣り具（ワーム等）の実態や釣り具に含まれる化学物質等の影響の把握に努めます。

(4) ローカルルール等の推進

1 これまでの取組

琵琶湖に面した多くの自治会等がゴミ、騒音、花火等で迷惑行為を受けている状況にあります。

こうしたことから、県においては、マナーアップキャンペーン等の啓発事業を通じて迷惑行為の防止を啓発しています。

平成18年3月の条例改正により、深夜の花火やゴミの放置等の地域における迷惑行為の解決のため、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実態に応じたローカルルール（地域協定）を策定し、地域住民による広報監視活動などを行うことを知事が認定する制度を創設し、3箇所を認定しました。

<地域協定認定箇所>

- ・ 平成19年3月認定…大津市近江舞子
(南小松水上バイク等対策協議会、大津市南小松自治会)
- ・ 平成19年5月認定…高島市横江浜 (横江浜区水上バイク等対策協議会)
- ・ 平成20年8月認定…長浜港 (長浜港水面利用マナーアップ協議会)

2 現行施策の評価と課題

花火、バーベキュー、キャンプなどのレジャー活動に伴う迷惑行為や危険行為に対応するため、近江舞子では自治会を中心に、航行規制水域内への水上オートバイ等の進入に対するパトロールの実施、また横江浜では啓発用看板の設置やチラシの配布、長浜港でもマナーアップキャンペーンなど地域の実態に応じた取組が行われた結果、違法駐車や夜間の騒音などは減少しています（図7）。

しかし、ルールおよびマナーを無視した行為が無くなつた訳ではありません。これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めていく必要があります。

3 今後の取組方向

ア 地域の自主組織への支援

- (ア) 深夜の花火やゴミ等の地域における迷惑行為の解決のための地域単位の積極的な監視、啓発活動や情報提供などの自主的な取組が必要であることから、関係機関等との連携強化を促進するとともに、ローカルルールの策定を支援します。
- (イ) 水上オートバイの航行に伴う諸課題を解決するため、一定の水域においてルール遵守を徹底する取組が必要であることから、関係機関等との連携強化を促進するとともに、ローカルルールの策定を支援します。

イ 利用者のマナーの向上

(ア) 琵琶湖ルールやゴミの持ち帰り、湖岸の適正な利用といったレジャーのマナーアップを呼びかけるための広報啓発活動を実施します。

(イ) 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全を守るため、規制等の周知徹底を図ります。

ウ ゴミの投棄、放置対策

滋賀県ごみの散乱防止に関する条例等に基づく、各種の環境美化活動の推進および指導・監視を行います。

2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策

琵琶湖には、毎年多くの人々が、レジャーや観光に訪れています。このような様々なレジャー利用においても、できる限り琵琶湖に負荷をかけないことを前提に、琵琶湖の環境への負荷が少ない秩序あるレジャー利用を促進するための取組を進めます。

(1) 湖岸の適正利用の推進

1 これまでの取組

河川法や湖岸施設の管理規程、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制により、湖岸の適正管理を実施してきました。また、湖辺域の適正利用対策の基本的な考え方である「湖辺域の適正利用に関する基本方針」を策定し、不法占用施設について現地において継続的に撤去指導を実施してきたところです。

平成18年7月には、プレジャーボートの係留保管に関する秩序の確立を図ることを目的とした滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例が施行され、取組を進めています。

2 現行施策の評価と課題

プレジャーボートの利用に係る不法占用・放置艇対策については、関係機関が連携して、引き続き撤去指導等厳しい措置を講じていく必要があります。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

3 今後の取組方向

ア 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例等による規制

(ア) 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、琵琶湖で不法に係留保管し、適正な保管場所への移動の指導や警告に従わないプレジャーボートについて撤去等を行います。

(イ) 不法占用施設は、行為者が自主的に撤去すべきであるとの原則を踏まえて、撤去指導の強化を図ります。

(ウ) 指導によっても撤去に応じない事案については、関係機関と協議・連携しながら河川法・行政代執行法などの法的措置を講ずることによる撤去を行います。

(エ) 漁港、舟だまり等の各施設管理者との連携の強化および「放置等禁止区域」を指定した港湾について港湾法に基づく放置艇対策の強化を図ります。

イ 湖岸施設の管理規程等による規制

- (ア) 湖岸の都市公園（湖岸緑地）、自然公園施設、漁港、舟だまり等の施設の適正な管理を図ります。
- (イ) 様々なレジャー活動や車両等の持ち込みによる動植物の生育環境等への負荷を軽減するため、進入防止杭等の設置を行い、適正に管理された場所への誘導を図ります。

ウ 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制

- (ア) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例による保護地区（保護地区、保全地域、普通地域）、の指定の見直しに向けた調査を実施します。
- (イ) 全国的にも事例が少ない河川法や自然公園法に基づく植生の保全について、琵琶湖における適用について検討を進めます。

(2) 安全なレジャー活動の推進

1 これまでの取組

琵琶湖におけるプレジャー・ボート等の船舶による事故等が依然として多発しています（表4）。琵琶湖における事故防止の徹底を図り、琵琶湖の利用者の安全を守るため、引き続き、滋賀県公安委員会では滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく取組を進めています。

表4 船舶事故の状況

年	水上 オート バイ	モーター ボート	ボードセ ーリング	ヨット	ボート	カヌー	水上スキ ー等	漁船・和 船	計
発 生 件 数	21	9	10	—	3	2	3	7	— 34
	22	11	8	—	3	2	—	7 1	32
死 者	21	1	3	—	—	—	—	—	4
	22	1	—	—	—	—	—	1	1
行 方 不 明	21	—	—	—	—	—	—	—	0
	22	—	—	—	—	—	—	—	0
負 傷 者	21	4	2	—	—	—	—	7	— 13
	22	10	1	—	—	—	—	7 2	20

平成22年12月31日現在滋賀県警察本部調べ

2 現行施策の評価と課題

琵琶湖におけるレジャー活動は、沿岸に住む地域住民や漁業に従事する人々はもちろんのこと、各利用者においても、安全が確保される必要があることは言うまでもありません。しかしながら、プレジャー・ボート等の船舶事故が多発するなど、水上安全の面からも課題となっています。

これらの課題等を踏まえ、滋賀県公安委員会では今後の取組を以下のように進めることとします。

3 今後の取組方向

ア 滋賀県琵琶湖等水上安全条例等による規制

- (イ) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づき、水泳場保安水域の指定や、航行が制限される水域の設定を行います。
- (ロ) 悪質な操船者、特に水上オートバイの操船者に対する滋賀県琵琶湖等上安全条例、船舶職員及び小型船舶操縦者法等による指導取締の強化を図ります。
- (ハ) 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全を守るため、琵琶湖水上オートバイ安全講習による規制等の周知徹底を図ります。
- (エ) 水泳場における遊泳者の安全や利用の適正化を図るため、管理者に働きかけを行います。

イ 迷惑駐車の防止

湖岸周辺道路での迷惑駐車をなくすため、道路交通法等による交通指導・取り締まりの強化を図ります。

3 施策の総合的な推進

琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策と適正なレジャー活動の促進のための施策を総合的に推進します。

(1) 条例の見直し等

ア 条例施行当初から9年が過ぎ、船舶原動機の性能の向上による静穏化、高速化や、琵琶湖周辺の宅地化などを勘案して航行規制水域の指定範囲を見直します。

イ 条例の成果について点検し、違反行為に対する指導状況などを勘案して条例の必要な見直し等を図ります。

(2) 琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討

琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けて、費用負担のあり方、法令やマナーを守る優良マリーナ等への誘導、利用環境の整備や発着場所の限定、外来魚のリリース禁止の規制の強化等について幅広く検討を進めます。

(3) 広報広聴活動の推進

琵琶湖には県内外から多くのレジャー利用者が訪れており、ルール遵守を徹底するためには、県外利用者も含めて広く広報を行い、理解を得ることが重要です。併せて、琵琶湖ならではのボートや釣りの楽しみ方を関係機関と連携してPRするなど琵琶湖のレジャーの魅力を県外に発信することも重要と考えます。また、利用者や地域住民などからの意見要望を聴くことも重要です。このため、以下のような取組を進めます。

ア 規制の内容と併せて、琵琶湖の自然環境や文化、琵琶湖の現状についての広報などの理解を深める広報活動を行います。

イ ボートショーへの出展など近隣府県を中心とした県外への情報発信に努めます。

ウ 利用者団体や業界団体を通じた広報や専門誌への掲載など利用形態ごとの広報を行います。

エ 利用拠点を中心とした現地における広報および利用者などからの意見要望の聴取を行います。

(4) 調査研究の推進

適切に施策を推進するためには、常に琵琶湖のレジャー利用の状況について調査を行い、その状況を的確に把握する必要があります。航行規制水域の指定による騒音規制や従来型2サイクルエンジン規制、外来魚のリリース禁止などの規制は、全国的にも例のない取組であることから、その効果や成果を科学的かつ確実に把握し、今後の施策を立案するための調査を行います。

(5) 施策の推進体制

ア 県庁内の関係課と警察本部からなる「琵琶湖レジャー利用適正化推進会議」を

- 設置しており、関係部局が連携を図りながら総合的な施策を展開していきます。
- イ 県と関係市からなる「琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整会議」を設置しており、市とも連携を密にしながら対応を図ります。
- ウ 利用者団体や、利用者との接点となる事業者、事業者団体等の関係団体と連携を図ります。
- エ NPO等の団体への情報提供や情報交換会を進め、NPO等との連携の強化を図ります。
- オ 条例の改正目的を達成するため、より効果的な監視体制の整備を図ります。